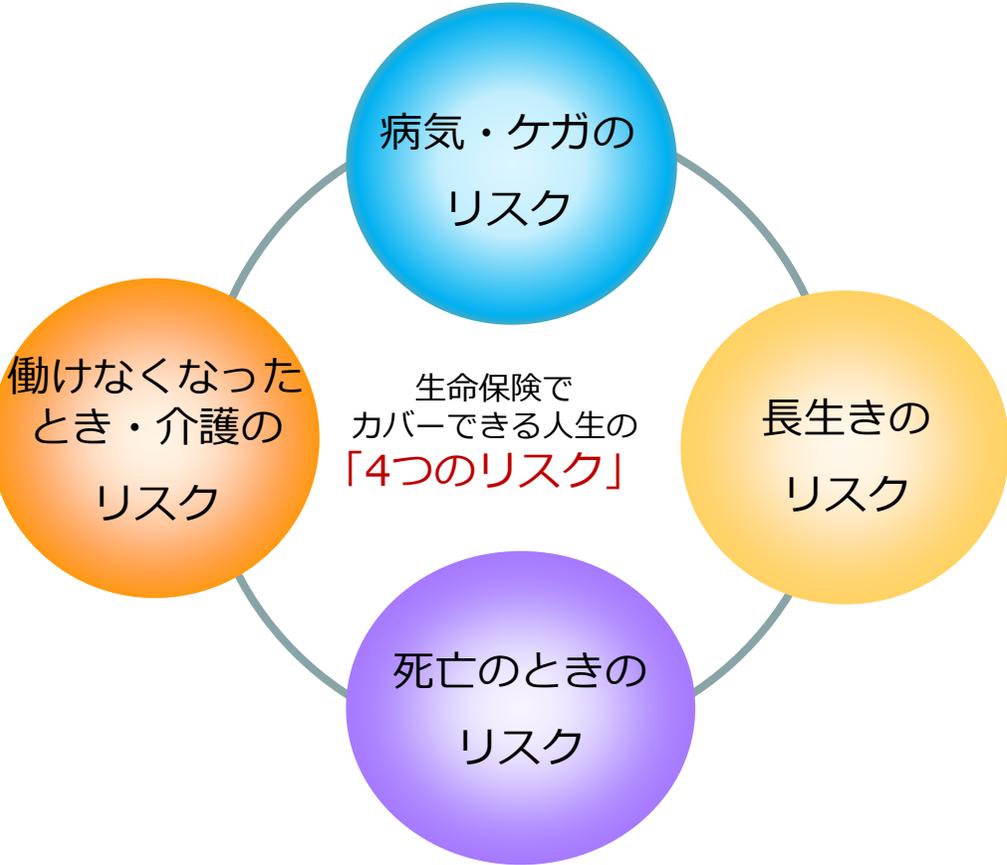


就業不能・介護・死亡保障



働けなくなったとき 介護リスク・万一について 一緒に考えてみましょう！



万一のとき、残された
ご家族が困らないように

【監修】社会保険士 鳥居 昌子
【監修】公認会計士・税理士 北山 雅一

【取扱代理店】

 福岡銀行
〒810-0001 福岡市中央区天神2-13-1

株式会社FFGほけんサービス
〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目2番26号

【作成会社】

 住友生命保険相互会社

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
電話 (06)6937-1435 (大代表)

〈ホームページ〉 <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

● このご案内は生命保険に対する一般的な考え方を示したものです。
● 保険商品のご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおりー定款・約款」等を必ずご覧ください。

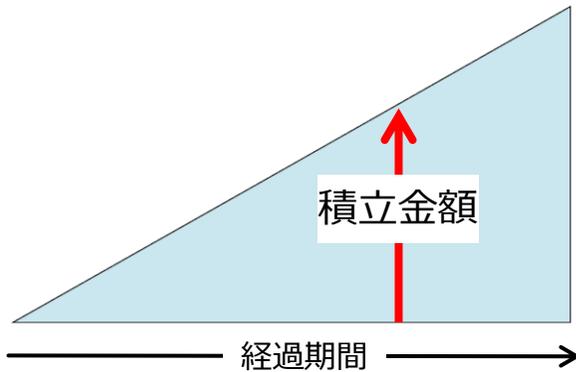
そもそも保険ってどういうもの？

- 貯蓄は、解約すれば、その時までに積み立てられた金額だけが戻ってきます。
- 保険は、万一の時には、その時までに払い込んだ保険料に関係なく一定の保険金を受け取ることができます。(ただし、解約返戻金は通常支払った保険料を下回ります。)

〈イメージ図〉

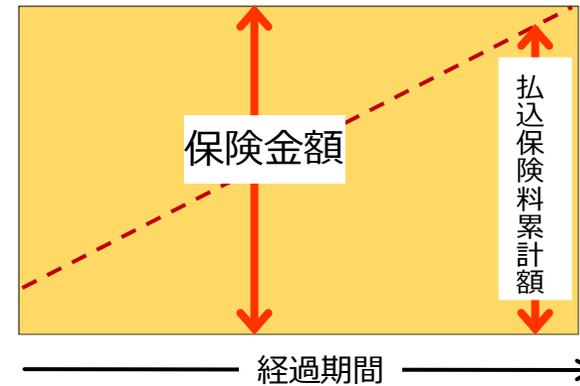
貯蓄は▲ さんかく

「貯蓄」は、
資金が積み上がる
までに時間がかかります。



保険は■ しかく

「保険」は、
契約直後から保障が開始
されるので、いつ不測の
事態が起きても安心です。



たとえば、
「配偶者さまがお亡くなりになった場合、今後の生活費は・・・？」
「ご自身で積み立てをしてきたお金で十分ですか？」

▼

「こんなときに役に立つのが、『生命保険』です！」

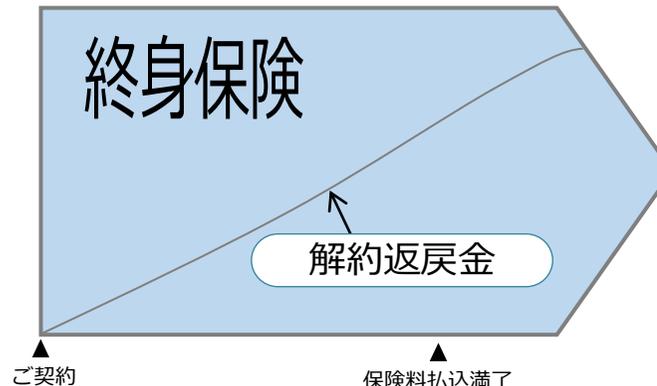
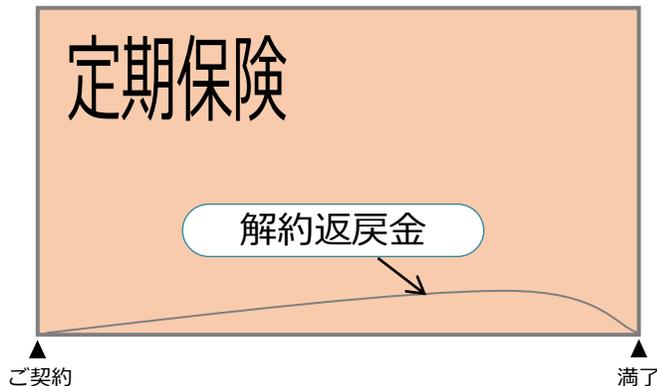


定期保険と終身保険

〈イメージ図〉

◆一定期間の保障をお求めやすい保険料でご準備できます。

◆一生涯にわたる保障がご準備できます。



●ご契約例：契約年齢30歳・男性 口座振替料率月払 60歳払込満了（2023年1月現在）

	定期保険 ^(※1)	終身保険 <small>5年ごと利差配当タイプ</small>
保険期間	60歳まで	終身
月払保険料	21,080円	20,752円
死亡保障または 高度障害保険金額	8,000万円	750万円
解約返戻金 (60歳時)	0円	解約返戻金 約678万円 ^(※2)

(※1)上記設例は住友生命の場合です。定期保険は、定期保険特約(18)の保険料です。

(※2)年単位の契約応当日の直前での金額です。前年度までの保険料が払い込まれていることを前提としています。

生命保険選びのポイントは

「目的・金額・期間」の観点から保障を考えてみましょう。

何のために
(目的)



- ①のこされたご家族の毎月の生活費
- ②お子さまの教育費
- ③葬儀費用やお墓代・緊急予備資金など

いくら
(金額)



必要な金額から「公的年金」などを差し引いて「必要保障額」を決定します。

いつまで
(期間)



ご家族構成や生活設計に合わせ、いつまで保障が必要か考えます。

 **ポイント**



いつまで
(期間) を選ぶポイントは…

- ・末のお子さまが社会人になるまで
- ・世帯主の方が定年になるまで
- ・配偶者さまご自身が老齢基礎年金を受け取るようになるまで



ご家族の安心のために備える保障

リスク

リスクによって
生じる金銭的負担

公的保障制度

=

ご準備しなければいけない費用（必要な保障額）

リスクに対して
備える保険種類

病気・ケガ
がん等
特定疾病

入院・手術費用

公的医療保険
(高額療養費)

高額療養費を利用した後の
入院1日あたりの自己負担額(*1)

全体平均
14,578円

入院・抗がん剤治療
手術・放射線治療等の費用

公的医療保険
(高額療養費)

高額療養費を利用した後の
入院1日あたりの自己負担額(*1)

乳がん16,181円
大腸がん15,918円

就業不能

収入減少
(給与減少)

公的医療保険
(傷病手当金) (*2)

介護のとき…収入は？ (会社員の場合)

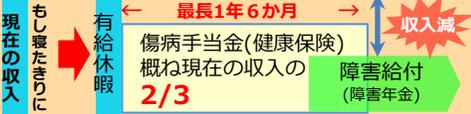
給与との差額
10万円

(例 月収30万円の会社員
傷病手当金20万円の場合)

介護

介護費用

公的年金
(障害年金)



介護が必要になったときの一時的な費用の合計
(在宅改造や介護用ベッドなどの購入)

平均約74万円(*3)

居宅サービスの1人あたりの受給額

平均約12.4万円(*4)

死亡

遺族の生活費

教育費等

公的年金
(遺族年金)



葬儀費用(*5) + ●教育費等
●生活立て直し資金

葬儀費用の全国平均
平均110.7万円(*5)

死後の整理資金

公的医療保険
(埋葬料5万円)

老後

老後の生活費

公的年金
(老齢年金)

- 夫婦でゆとりある老後に必要と考える生活費
: (月額) 平均37.9万円(*6)
- 夫婦2人の老齢年金 [会社員と専業主婦の場合]
: (月額) 平均22万円(*7)

月額約15.9万円

教育

学資 (準備したい
教育費の目安)

- 高校 (塾ありの場合) (*8)
- 大学(*8)

公立 約158万円
私立 約310万円
国立 約282万円
私立文系 約448万円

自分で使う保障

家族へのしる保障

積み立て

医療保険

がん保険
特定疾病保険

就業不能保険

介護保険

収入保障保険

終身保険
(円建て・外貨建て)

個人年金保険
終身保険
(円建て・外貨建て)

学資保険
終身保険
(円建て・外貨建て)

(*1)[内訳]・医療費の自己負担分(*)・食事代(1日3食)1,380円・差額ベッド代の平均6,527円(希望されて個室等に入院された場合)・家族の交通費、食費等の費用1,500円と仮定。(*)入院1日の医療費の自己負担分は、入院患者総数および傷病別の入院患者数の診療報酬点数および平均入院日数(32日)をもとに、初月に10日間入院したと仮定したときの医療費(健康保険の自己負担割合3割)から高額療養費(所得区分が標準報酬月額28~50万円の場合)を差し引いた金額になります。実際の自己負担額はケースにより異なります。出典:厚生労働省 令和2年「患者調査」、厚生労働省 令和3年9月「第488回中央社会保険医療協議会・主な選定療養に係る報告状況」、厚生労働省 令和3年「社会医療診療行為別統計」から試算。(*2)国民健康保険にご加入の方は傷病手当金が支給されません。労災適用の場合は終身保障があります。企業によっては独自の所得補償をもうけているところもあります。公務員等の共済組合にも同様の制度があります。(*3)公益財団法人生命保険文化センター 2021(令和3)年度「生命保険に関する全国実態調査」(*4)厚生労働省 令和2年度「介護給付費等実態統計の概況」(*5)鎌倉新書 第5回お葬式に関する全国調査(2022年)(*6)公益財団法人生命保険文化センター 2022(令和4)年度生活保障に関する調査「速報版」(*7)現在支給を受けている人の平均です。将来受け取れる年金額を予想するものではありません。老齢年金支給額:2022年3月「第92回社会保障審議会年金数理部会資料」/厚生労働省 令和2年度「厚生年金保険・国民年金事業年報」(*8)文部科学省 平成30年度「子供の学習費調査」、「令和3年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員1人当たり)の調査結果について」、令和3年度「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」、株式会社日本政策金融公庫 令和3年度「教育費負担の実態調査結果」から推計。大学(国立・私立文系)は下宿代は含まれていません。

- 保険商品のご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」等を必ずご覧ください。
- 本資料に記載の内容は2023年1月現在の制度によります(2022年度価格)。今後、制度の変更に伴い記載の内容が変わることがあります。
- 本資料に記載の内容は2023年1月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

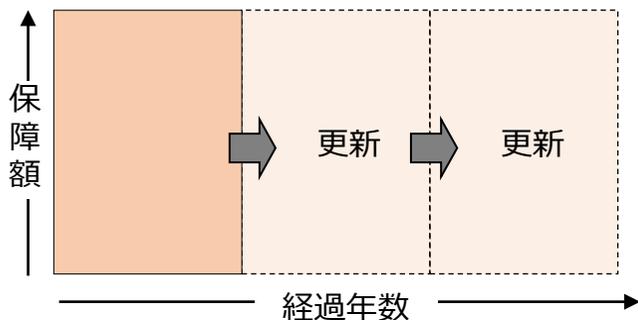
なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

定期保険のかたち

〈イメージ図〉

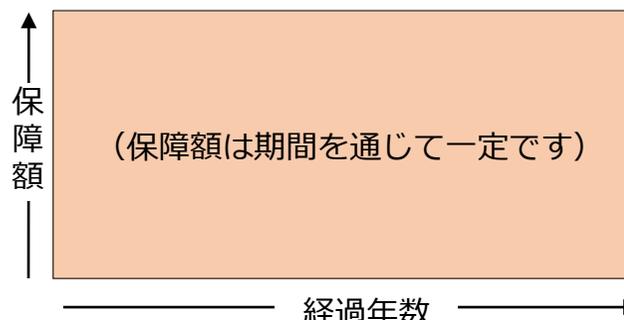
下記は一般的な保障内容について記載しています。

■ 定期保険（更新型）



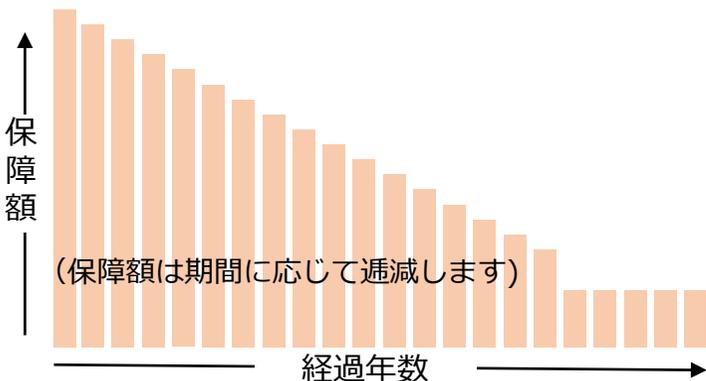
原則、同じ保障内容で、自動更新されます。保障額が期間を通じて一定です。

■ 定期保険（全期型）



保障額も保険料も変わらず、一定の期間の保障を準備することができます。

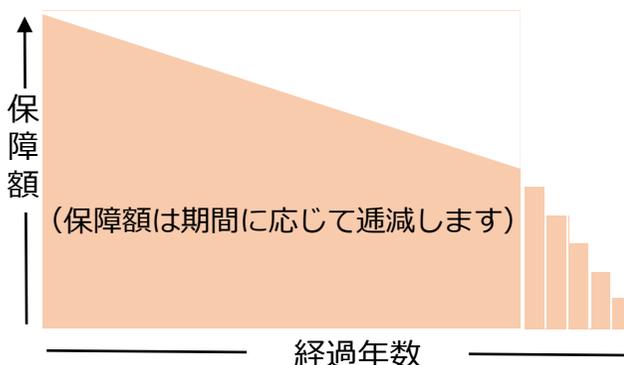
■ 収入保障保険



保険金を年金で受け取る形式の定期保険です。年金の形で受け取れるので今後の収支計画がしやすいメリットがあります。

* 保険会社によっては毎月逓減するタイプ、毎年逓減タイプがあります。

■ 逓減定期保険



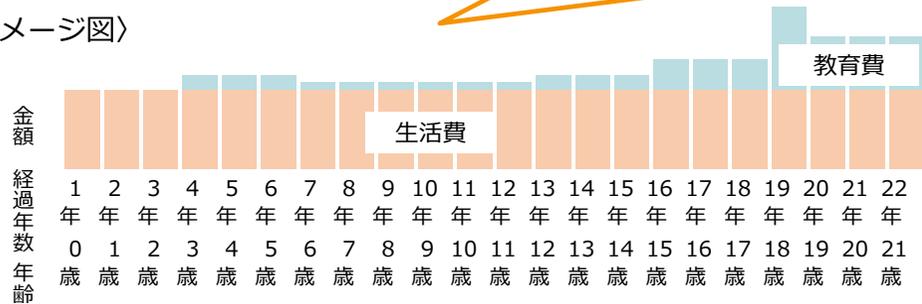
毎年所定の割合で保障額が減っていく定期保険です。ライフステージの変化に合わせた一時金を準備するのに適しています。

家族を守るために必要な金額は「右肩下がり」

お子さまが独立されるまでの期間を22年間として、考えてみましょう。

①毎年必要になる「生活費」や「教育費」をグラフに並べてみるとこのようになります。

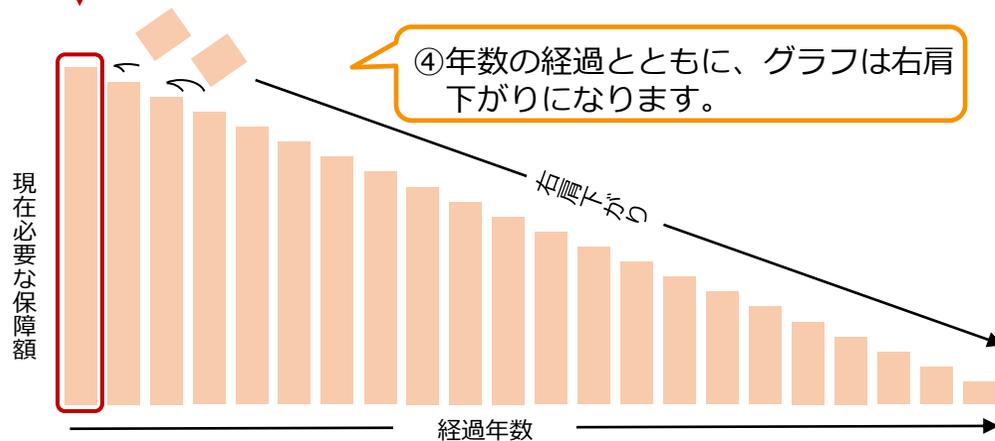
〈イメージ図〉



②毎年必要になる生活費や教育費を合計すると、現在必要な金額になります。

③1年経過するごとに、1年分の生活費が減っていきます。

④年数の経過とともに、グラフは右肩下がりになります。



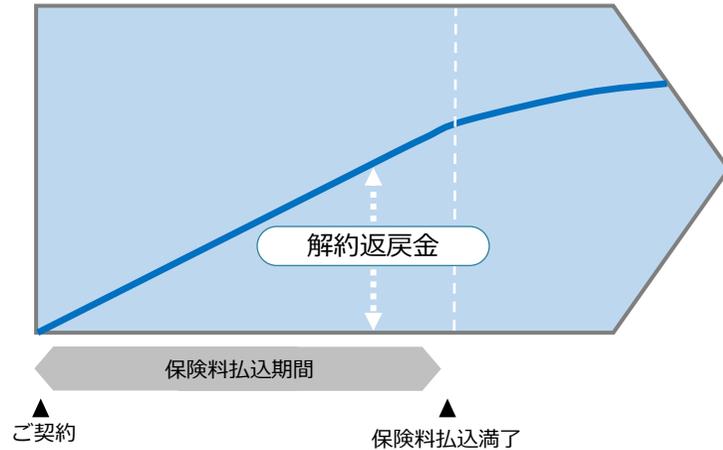
ポイント

- お子さまがいらっしゃるご家庭の場合、一般的には必要となる、**保障額はお子さまの成長とともに減っていきます。**
- 年数の経過とともに、**減っていく必要保障額に合わせて、**生命保険も同じカタチで準備することが合理的です！

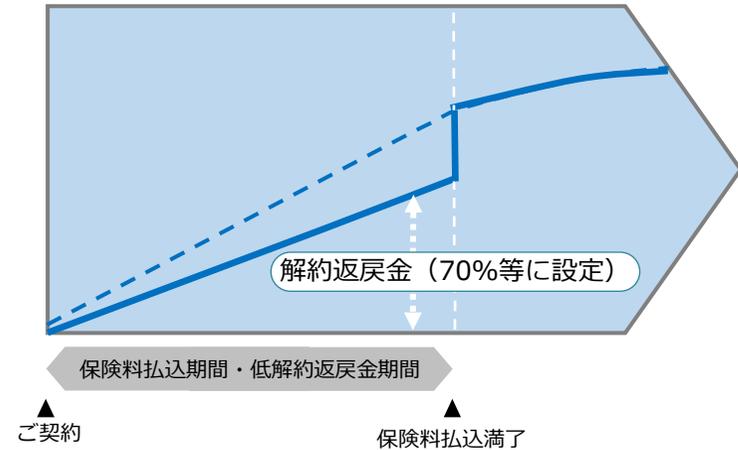
終身保険の種類

〈イメージ図〉

終身保険



低解約返戻金型終身保険



〈低解約返戻金型終身保険の特徴〉

- ◆ 保険料払込期間（低解約返戻金期間）中の解約返戻金を低く設定することにより、保険料負担が軽減されます。
 - ・ 低解約返戻金期間中の解約返戻金は、解約返戻金を低く設定しない場合の70%等としています。
なお、解約返戻金を低く設定しないお取り扱いはいたしません。
(既払込保険料に対して70%等の解約返戻金があるということではありません。)
 - ・ 保険料払込期間中にご契約を解約された場合は、解約返戻金額は払込保険料累計額を大きく下回ります。
なお、保険料払込期間満了後も解約返戻金額は払込保険料累計額を下回る場合があります。
 - ・ 保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、低く設定しない場合と同額となります。
ただし、保険料がすべて払い込まれている必要があります。

教育費はこれだけかかります

幼稚園から大学までの教育費総額

	幼稚園	小学校	中学校	高校	大学	準備したい 教育費の目安(円)
幼稚園入園 ～大学卒業	公立				国立	843万
	私立	公立			私立(文系)	1,104万
	私立	公立		私立	私立(文系)	1,256万
	私立	公立	私立		私立(文系)	1,531万
	私立				私立(文系)	2,299万
小学校入学 ～大学卒業	公立				国立	779万
	公立				私立(文系)	945万
	公立			私立	私立(文系)	1,097万
	公立	私立		私立(文系)	1,372万	
	私立				私立(文系)	2,140万
中学校入学 ～大学卒業	公立				国立	587万
	公立				私立(文系)	753万
	公立		私立		私立(文系)	905万
	私立				私立(文系)	1,180万
高校入学 ～大学卒業	公立				国立	440万
	公立				私立(文系)	606万
	私立				私立(文系)	758万
大学入学 ～卒業	国立				国立	282万
	私立(文系)				私立(文系)	448万

- 教育費について
左記教育費については、公立高校の授業料無償化、私立高校等の高等学校等就学支援金は反映されていますが、児童手当は考慮していません。
幼稚園～高等学校の教育費は、塾を含んだ金額です。
- 大学は下宿代は含まれていません。



文部科学省 平成30年度「子供の学習費調査」、「令和3年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員1人当たり)の調査結果について」、令和3年度「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」、株式会社日本政策金融公庫 令和3年度「教育費負担の実態調査結果」から推計。

- このご案内は生命保険に対する一般的な考え方を示したものです。
- 保険商品のご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおりー定款・約款」等を必ずご覧ください。

ご家族が受取れる1か月あたりの遺族年金

【試算の前提】

本人（30歳）配偶者（30歳）/子（18歳に達した年度末まで）平均標準報酬額 346,666円

- 会社員：20歳時に国民年金に加入、22歳で厚生年金に加入
- 自営業：20歳時に国民年金に加入

区分		会社員・公務員世帯	自営業世帯
受け取る年金		遺族基礎年金 + 遺族厚生年金	遺族基礎年金
18歳未満の子が2人の期間		約 13.8 万円	約 10.2 万円
18歳未満の子が1人の期間		約 11.9 万円	約 8.3 万円
18歳未満の子がいないとき	妻が40歳未満の場合	約 3.6 万円	なし
	妻が40歳～64歳の場合 (中高齢寡婦加算を含む)	約 8.4 万円	なし
	妻が65歳以後 (妻の老齢基礎年金を含む)	約 10 万円	約 6.5 万円

- * 妻が40年間国民年金に加入し、老齢基礎年金を満額受給するものとして計算。
- * 40歳以上で子のない妻（夫の死亡後40歳に達した当時、子がいた妻も含む）が受ける遺族厚生年金には、40歳から65歳になるまでの間、中高齢の寡婦加算（定額）が加算されます。
- * 遺族厚生年金の年金額は、本来水準の計算式で算出しています。
- * 金額は、千円未満（百円単位）を四捨五入して表示しております。

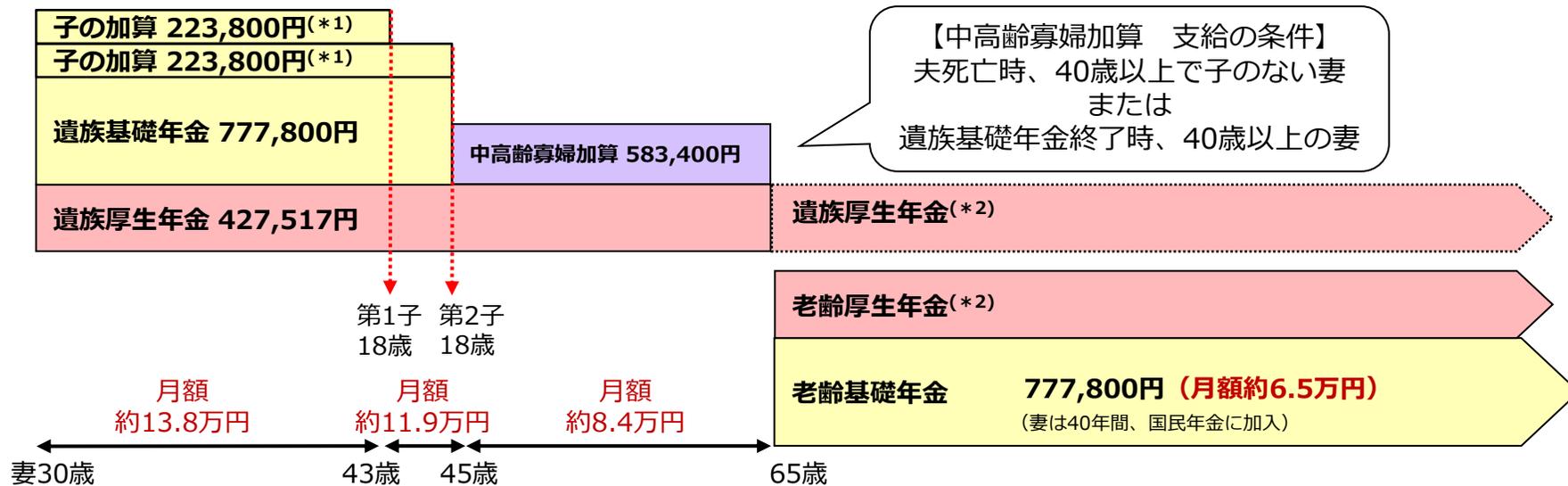
- 保険商品のご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」等を必ずご覧ください。
- 本資料に記載の内容は2023年1月現在の制度によります（2022年度価格）。今後、制度の変更に伴い記載の内容が変わることがあります。
- 本資料に記載の内容は2023年1月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

遺族年金の具体例

◆ 本ページでは、「1年あたりの年金額」と「ご家族構成による年金額の推移」を図解しています！

- 会社員の場合 夫（30歳）が死亡したときの遺族給付（妻 30歳・第1子 5歳・第2子 3歳）
22歳で厚生年金加入、平均標準報酬額 346,666円



(*1)子の加算は、18歳到達年度の年度末を経過していない者または20歳未満で障害年金の障害等級1・2級の障がい者に限ります。
(*2)妻の老齢厚生年金が優先され、遺族厚生年金の額に満たない場合はその差額が遺族厚生年金として支給されます。



ポイント



1. 遺族基礎年金は子のない妻には支給されません。
2. 30歳未満の子のない妻の遺族厚生年金は夫死亡時から5年間のみ受給できます。
3. 65歳以上で老齢厚生年金と遺族厚生年金を受ける権利がある方は、ご自身の老齢厚生年金が支給されることになり、遺族厚生年金は老齢厚生年金より年金額が高い場合に、その差額を受け取ることができます。
4. 中高齢寡婦加算の支給年齢は40歳から65歳になるまでの間加算されます。（遺族基礎年金受給中は支給されません）。

● 保険商品のご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」等を必ずご覧ください。
● 本資料に記載の内容は2023年1月現在の制度によります（2022年度価格）。今後、制度の変更に伴い記載の内容が変わることがあります。
● 本資料に記載の内容は2023年1月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。
なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

生命保険の保障範囲について

※保険会社（各商品）によっては付加する特約等により保障内容が異なります。

保障範囲のイメージ

従来の医療・がん保険の保障範囲※

入院して
治療を受ける

手術を受け
退院する

【主契約の給付例】

- ・病気やケガで入院されたとき
→入院給付金日額×入院日数
- ・所定の手術を受けられたとき
→手術給付金

保障の空白領域



自宅で長期療養する

働けない状態になる

介護が必要な状態となる

など

従来の死亡保険の保障範囲※

高度障害
状態となる

余命半年と
判断される

死亡

【主契約の給付例】

死亡または所定の高度障害状態になられたとき、保険金をお支払い。



病気やケガでお仕事ができなくなってしまった時のことを考えてみましょう。

1か月あたりの障害年金

【試算の前提】 障害等級2級に認定された場合

本人（30歳） 配偶者（30歳） /子（18歳に達した年度末まで） 平均標準報酬額 346,666円

- 会社員：20歳時に国民年金に加入、22歳で厚生年金に加入
- 自営業：20歳時に国民年金に加入

区分	会社員・公務員世帯	自営業世帯
受け取る年金	障害基礎年金 + 障害厚生年金	障害基礎年金
18歳未満の子が3人の期間	約17.4万円	約10.8万円
18歳未満の子が2人の期間	約16.8万円	約10.2万円
18歳未満の子が1人の期間	約15.0万円	約8.3万円
18歳未満の子がいないとき	約13.1万円	約6.5万円

* 障害基礎年金・障害厚生年金・配偶者加給年金の合計。また、障害給付に該当する場合は、原則傷病手当金は支給されません。

* 配偶者加給年金の対象となるのは、被保険者により生計を維持されている65歳未満の配偶者（年収850万円未満）です。

また、令和4年4月以降、年金制度の改正により一部の方につきまして配偶者加給年金額は支給停止されます。

ただし、一定の要件を満たす場合については、令和4年4月以降も引き続き加給年金の支給を継続する経過措置が設けられています。

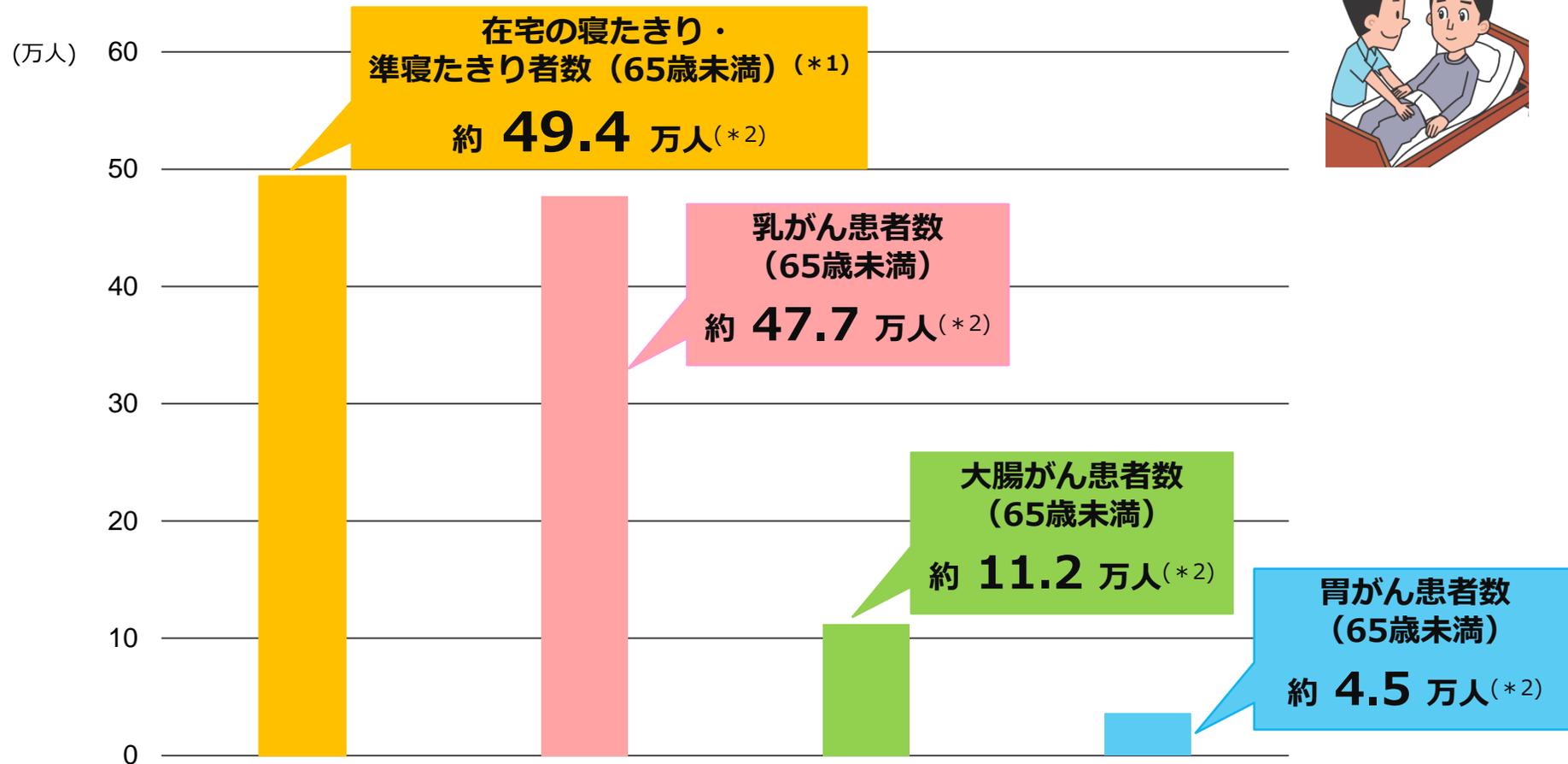
* 障害厚生年金の年金額は、本来水準の計算式で算出しています。

* 金額は、千円未満（百円単位）を四捨五入して表示しております。

- 保険商品のご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」等を必ずご覧ください。
 - 本資料に記載の内容は2023年1月現在の制度によります（2022年度価格）。今後、制度の変更に伴い記載の内容が変わることがあります。
 - 本資料に記載の内容は2023年1月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。
- なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

介護は年齢を問いません！

65歳未満の要介護者・疾病患者数

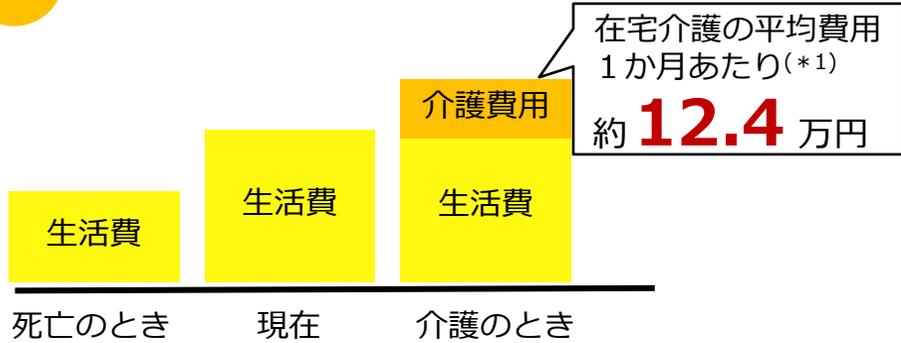


(*1)寝たきり:「屋内での生活は何らかの介助を要し、日常もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ」または「1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する」状態。
準寝たきり・・・屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出できない状態。

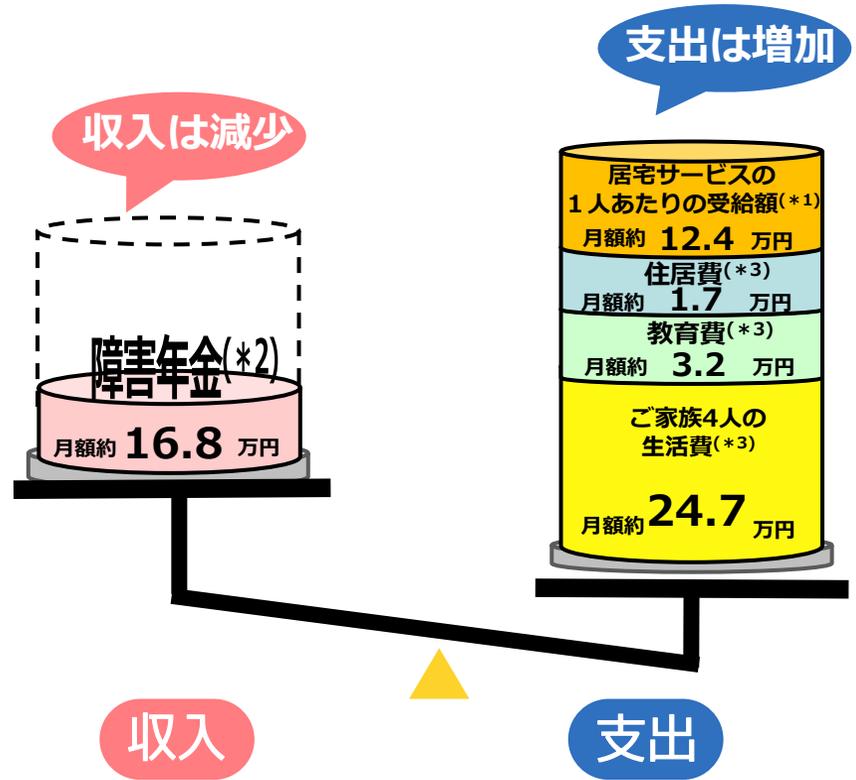
(*2)在宅の寝たきり・準寝たきり者数:厚生労働省 令和元年「国民生活基礎調査」/大腸がん・乳がん患者数・胃がん患者数:厚生労働省 令和2年「患者調査」

長期にわたって働けなくなったら

介護のときの支出は？

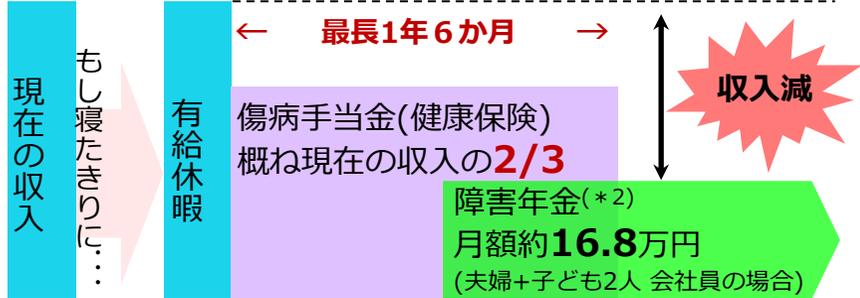


介護が必要になった場合収入と支出のバランス



介護のときの収入は？

(会社員の場合)



(*1)厚生労働省 令和2年度「介護給付費等実態統計の概況」

(*2)障害等級2級の場合。障害基礎年金、障害厚生年金、配偶者加給年金の合計。また、障害給付に該当する場合は、原則傷病手当金は支給されません。障害給付は、障害等級1～3級に該当した場合に限り支給されます。試算の前提：本人 30歳、奥さま 30歳（専業主婦）、お子さま 5歳・3歳、本人：22歳時に厚生年金加入、平均標準報酬額34.6万円と仮定。配偶者加給年金の対象となるのは、被保険者により生計を維持されている65歳未満の配偶者（年収850万円未満）です。また、令和4年4月以降、年金制度の改正により一部の方につきまして配偶者加給年金額は支給停止されます。

ただし、一定の要件を満たす場合については、令和4年4月以降も引き続き加給年金の支給を継続する経過措置が設けられています。

(*3)4人家族の平均的な生活費には、教養娯楽費等は含まれません。ご家族4人の生活費・教育費・住居費の数値は、千円未満切り捨てて表示しております。生活費:総務省統計局 2021年「家計調査」から推計。

- 保険商品のご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」等を必ずご覧ください。
- 国民健康保険にご加入の方は傷病手当金が支給されません。● 労災適用の場合は終身保障があります。● 企業によっては独自の所得補償をもうけているところもあります。
- 公的医療保険制度・公的年金制度（金額）の内容は2023年1月現在の制度によります（2022年度価格）

公的介護保険制度とは？

公的介護保険制度の概要

公的介護保険制度の給付は、原則として現物（介護サービス）給付で、かかった費用の1割(*1)が自己負担となります。65歳以降は、原因を問わず介護保険のサービスを受けることができます。



◆公的介護保険制度は、40歳以上の方が加入対象の制度です。

介護原因	～39歳 (加入対象外)	40歳～64歳 (第2号被保険者)	65歳～ (第1号被保険者)
16種類の特定疾病 (右表参照)	介護保険の サービスを受 けることが できない <small>※障害者総合支援法に基づく 障害福祉サービスを受けられる ことがあります。</small>	16種類の特定疾病 のみサービスを受 けることが できる	原因を問わず 介護保険の サービスを受 けることが できる
上記以外の疾病 あらゆるケガ		介護保険の サービスを受 けること ができない	



16種類の特定疾病

- ア. がん末期
- イ. 関節リウマチ
- ウ. 筋萎縮性側索硬化症
- エ. 後縦靭帯骨化症
- オ. 骨折を伴う骨粗しょう症
- カ. 初老期における認知症
- キ. パーキンソン病関連疾患
- ク. 脊髄小脳変性症
- ケ. 脊柱管狭窄症
- コ. 早老症
- サ. 多系統萎縮症
- シ. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症
及び糖尿病性網膜症
- ス. 脳血管疾患
- セ. 閉塞性動脈硬化症
- ソ. 慢性閉塞性肺疾患
- タ. 両側の膝関節又は股関節に著しい
変形を伴う変形性関節症

介護保険サービスを利用した場合の自己負担は、介護サービスにかかった費用の1割です。

(65歳以上(第1号被保険者)については所得金額等によって2割または3割となる場合があります。(*1))

(*1) 65歳以上の方で、3割負担の方は、合計所得金額が220万円以上の方です。ただし、合計所得金額が220万円以上あっても、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身で340万円、2人以上の世帯で463万円未満の場合は2割負担又は1割負担になります。

出典：厚生労働省「利用者負担割合の見直しに係る周知用リーフレット」

- 保険商品のご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおりー定款・約款」等を必ずご覧ください。
- 利用限度額を超えてサービスを利用した場合や、公的介護保険対象外のサービスを利用した場合は、その全額が自己負担になります。
- 公的介護保険制度について、2023年1月現在の厚生労働省発表の内容をとりまとめたものです。
公的介護保険制度についての詳細は、市町村・特別区にお問い合わせください。

公的介護保険制度・在宅サービスの利用限度額

公的介護保険制度のサービス支給限度額(*1)

要介護度	在宅サービスの利用限度額 (現物給付)	自己負担額(*2) (左記の1割)
要支援1	50,320円	5,032円
要支援2	105,310円	10,531円
要介護1	167,650円	16,765円
要介護2	197,050円	19,705円
要介護3	270,480円	27,048円
要介護4	309,380円	30,938円
要介護5	362,170円	36,217円

例：65歳以上で要介護3の方が限度額までサービスを受けた場合

月々 27,048円×12か月＝年間 約32万円
⇒介護の平均期間は 5年 1か月(*3)
仮に介護が5年続いた場合自己負担額は、
約 **162**万円

介護に要した費用のうち、一時費用のこれまでの平均額(住宅改造や介護用ベッドの購入など一時的にかかった費用)
平均約 **74**万円(*3)



ポイント

公的介護保険制度のサービスを受けることができて、自己負担額への備えは必要です！



約 **236**万円 程度は準備したいですね！

- (*1)厚生労働省「介護給付費分科会 2019年度介護報酬改定について」から
- (*2)第1号被保険者については、所得金額によって自己負担割合が2割または3割となる場合があります。
- (*3)公益財団法人生命保険文化センター 2021（令和3）年度生命保険に関する全国実態調査〈速報版〉から

- 保険商品のご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」等を必ずご覧ください。
- 利用限度額を超えてサービスを利用した場合や、公的介護保険対象外のサービスを利用した場合は、その全額が自己負担になります。
- 公的介護保険制度について、2023年1月現在の厚生労働省発表の内容をとりまとめたものです。
公的介護保険制度についての詳細は、市町村・特別区にお問い合わせください。障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを受けられることがあります。

死亡保険金を受け取る際の税金について

年金受取と一時金受取の違い

	契約者	被保険者	保険金受取人	死亡時 (被保険者)	年金受取時
年金受取	A  夫	A  夫	B  妻	相続税(*1)	所得税(*3) (雑所得)(*4) 住民税
	A  夫	B  妻	A  夫	—— 課税対象外	所得税(*3) (雑所得)(*4) 住民税
	A  夫	B  妻	C  子	贈与税(*2)	所得税(*3) (雑所得)(*4) 住民税
一時金受取	A  夫	A  夫	B  妻	相続税	—— 課税対象外
	A  夫	B  妻	A  夫	所得税(*3) (一時所得) 住民税	—— 課税対象外
	A  夫	B  妻	C  子	贈与税	—— 課税対象外

便宜上、契約者と保険料負担者は同一人であるとの前提で記載しています。
課税関係を見るときは、名義上の契約者にかかわりなく、実際に誰が保険料を負担していたかで判断されます。

- (*1) 支払いを受けるべき年金の評価額に対して相続税が課税されます。
- (*2) 支払いを受けるべき年金の評価額に対して贈与税が課税されます。
- (*3) 契約者と年金受取人が同一の場合、年金収入金額から対応する支払保険料を差し引いた金額となります。契約者と年金受取人が異なる場合、各年の年金収入金額を所得税の「課税部分」と「非課税部分」に振り分け、「課税部分」にのみ所得税・住民税が課されることとなります。
- (*4) 被保険者の死亡後の雑所得の金額は、年金収入金額から対応する必要経費(死亡保険金額)を差し引いた金額となります。

- 保険商品のご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」等を必ずご覧ください。
 - 本資料に記載の内容は2023年1月現在の制度によります(2022年度価格)。今後、制度の変更に伴い記載の内容が変わることがあります。
 - 本資料に記載の内容は2023年1月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。
- なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等の専門家にご相談・ご確認ください。

MEMO
